

平成 25 年 3 月 25 日

地方向け財政融資資金の補償金免除繰上償還を実施 (平成 24 年度分＝特例措置延長 3 年目)

近畿財務局は、本日、京都財務事務所管内の地方公共団体に対する財政融資資金の一部について、補償金を免除した総額 149 億円の繰上償還を実施しました。なお補償金免除相当額は 28 億円となります。

この度の実施により、平成 20 年 3 月から平成 24 年 3 月までに繰上償還を実施した分と合わせた団体数及び繰上償還額の累計は、26 団体 1,330 億円、補償金免除相当額の累計は 319 億円となります。

【繰上償還実施状況】(京都財務事務所管内合計値)

	平成 24 年度実施	平成 19～23 年度実施済	合 計
団体(会計)数	11 団体(16 会計)	26 団体(87 会計)	26 団体(87 会計)
繰上償還申請額	149 億円	1,182 億円	1,330 億円
補償金免除相当額	28 億円	291 億円	319 億円

(注)

- (1) 繰上償還申請額及び補償金免除相当額は、単位未満を四捨五入。
- (2) 団体数(会計数)の合計は、実施済と重複している団体・会計があるため単純計算とは一致しない。また実施済には一部事務組合を含んでいる。

- ※ 各団体別の内訳については、別添〈参考 1〉のとおりです。
- ※ 地方向け財政融資資金の繰上償還に係る補償金免除の概要については、別添〈参考 2〉のとおりです。



あなたの地域の財務省

【お問合せ先】近畿財務局 京都財務事務所 財務課
TEL : (075) 752-1418 (直通)

〈参考1〉 京都府下団体別内訳

(単位:件、百万円)

団体名	今回実施分 (特例措置延長3年目)			平成22～23年度実施分 (特例措置延長1～2年目)			平成19～21年度実施分			合 計		
	会計数	繰上償還額	補償金免除相当額	会計数	繰上償還額	補償金免除相当額	会計数	繰上償還額	補償金免除相当額	会計数	繰上償還額	補償金免除相当額
京都府	-	-	-	1	928	241	4	7,020	1,800	4	7,948	2,041
京都市	2	14,093	2,654	-	-	-	5	81,830	20,137	5	95,924	22,791
福知山市	1	53	10	-	-	-	5	4,020	994	5	4,074	1,003
舞鶴市	-	-	-	2	235	38	3	2,269	549	5	2,504	587
綾部市	-	-	-	1	854	221	3	509	124	4	1,364	345
宇治市	-	-	-	-	-	-	3	4,394	1,140	3	4,394	1,140
宮津市	2	39	7	2	70	18	4	660	194	4	769	219
亀岡市	2	17	5	2	73	17	5	3,768	1,029	5	3,859	1,051
城陽市	-	-	-	-	-	-	3	1,545	372	3	1,545	372
向日市	-	-	-	-	-	-	3	951	188	3	951	188
長岡京市	-	-	-	-	-	-	3	1,538	246	3	1,538	246
八幡市	-	-	-	-	-	-	3	1,224	205	3	1,224	205
京田辺市	-	-	-	-	-	-	4	401	78	4	401	78
京丹後市	3	242	40	-	-	-	5	1,145	246	5	1,387	285
南丹市	-	-	-	-	-	-	4	531	95	4	531	95
木津川市	1	186	49	-	-	-	4	674	212	4	860	261
大山崎町	1	73	19	1	258	64	1	372	77	1	703	159
井手町	1	8	2	-	-	-	3	66	16	3	74	18
笠置町	1	9	2	-	-	-	2	45	9	2	54	12
和東町	-	-	-	-	-	-	2	115	21	2	115	21
精華町	1	63	16	1	57	18	1	217	35	2	337	69
南山城村	-	-	-	-	-	-	2	29	5	2	29	5
京丹波町	-	-	-	-	-	-	4	449	112	4	449	112
伊根町	-	-	-	-	-	-	2	21	6	2	21	6
与謝野町	1	70	14	-	-	-	4	956	278	4	1,025	292
国民健康保険 南丹病院組合	-	-	-	-	-	-	1	948	300	1	948	300
府計	16	14,853	2,819	10	2,475	617	83	115,699	28,466	87	133,027	31,902

(注)

- (1) 事業計画数は各団体から申請され承認された会計数であり、実施済と重複している会計があるため、合計において単純計算とは一致しない。
- (2) 金額は、単位未満四捨五入。このため、各団体の合計及び府計と合わない場合がある。

地方向け財政融資資金の繰上償還に係る補償金免除の概要

趣 旨

- 厳しい地方財政の状況に鑑み、19年度から21年度までの臨時特例措置として、地方向け財政融資の金利5%以上の貸付金の一部について、新たに財政健全化計画等を策定し徹底した行政改革・経営改革を実施すること等を要件に、補償金を免除した繰上償還を実施したところ。
- 20年秋以降の深刻な地域経済の低迷と大幅な税収減という異例の事態を踏まえ、今般限りの特例措置として上記措置を3年間延長し、更なる行政改革・経営改革の実施等を要件として、22年度から24年度において実施。

対象となる地方債

平成4年5月31日までに貸し付けられた金利5%以上の地方債。

4条件

補償金免除による繰上償還は、以下のように「4条件」を満たし、法律に基づいて行うことを要件とする。

- ① 抜本的な行政改革・事業見直しが行われること
- ② 繰上償還の対象となる事業と他の事業について、明確な勘定分離ないし経理区分が行われ、他の事業に対する財政融資資金が繰上償還対象事業に流用されないことが確認されること
- ③ 財政健全化・公営企業経営健全化へ向けた新規の計画が策定・実施されること
- ④ 財政状況の厳しい団体について、補償金を免除した繰上償還と併せて抜本的な行政改革が行われることにより、早期の財政健全化が図られ、最終的な国民負担の軽減につながると認められること

繰上償還実施時期

地方債の金利区分に応じ次の時期に繰上償還を行う。

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| ○ 平成20年3月：金利7%以上 | ○ 平成23年3月：金利6.3%以上 |
| ○ 平成21年3月：金利6%以上7%未満 | ○ 平成24年3月：金利6.0%以上6.3% |
| ○ 平成22年3月：金利5%以上6%未満 | ○ 平成25年3月：金利5.0%以上6.0%未満 |

対象団体の要件

普通会計債の対象団体要件は、下記のとおり（下線部は22年度から24年度実施の追加）。

- 金利5%以上の地方債 : 実質公債費比率が18%以上
又は将来負担比率1.2倍以上の団体
- 金利6%以上の地方債 : 実質公債費比率が15%以上
又は将来負担比率1.0倍以上の団体
- 金利7%以上の地方債 : 実質公債費比率が15%未満であるが、経常収支比率が85%以上若しくは財政力指数0.5以下等の団体

(注) 1. 財政力指数1.0未満の団体に限る。

ただし、臨時財政対策債振替前ベースで算定した数値が1.0未満となる団体も含む。

2. 将来負担比率は全国平均との比較による。
3. 合併市町村については、対象団体要件を緩和。
4. 公営企業債にも、普通会計債と同様の水準の要件を適用。